

第 4 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年4月3日(木)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	平 山 修	○	21	副島 博司	○
2	松尾 直一	○	12	橋口 忠次郎	○	22	中島 善重	○
3	前田 英司	○	13	森 登喜男	○	23	井手 憲一郎	○
4	福田 義晴	○	14	内海 敏光	○			
5	齊藤 厚男	○	15	梅崎 義純	○			
6	池田 良一	○	16	藤森 秀喜	○			
7	藤田 勉	○	17	前田 國太郎	○			
8	市丸 和男	○	18	土井 末義	○			
9	西山 哲	○	19	前田 儀三郎	○			
10	岩永 孝雄	○	20	竹本 照雄	○			

議事録署名者 2番 松尾 直一

22番 中島 義重

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久保克明
農地係長	久保泰二郎		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第20号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第21号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第22号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第23号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 32件)	
議案 第24号	農地移動適正化あっせん基準の変更取消について	(1件)

8. 報告事項

報告 第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	(28件)
--------	---------------------	--------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																					
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 松尾委員、22番 中島委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="357 860 1437 1413"> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地移動適正化あっせん基準の変更の取消について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について28件 となっております。</p>	議案第20号	農地法第5条の申請について	3件	議案第21号	農地法第4条の申請について	1件	議案第22号	農地法第3条の申請について	5件	議案第23号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について			利用権設定 通年	32件	議案第24号	農地移動適正化あっせん基準の変更の取消について				1件
議案第20号	農地法第5条の申請について	3件																				
議案第21号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第22号	農地法第3条の申請について	5件																				
議案第23号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について																					
	利用権設定 通年	32件																				
議案第24号	農地移動適正化あっせん基準の変更の取消について																					
		1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第20号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>																					

事務局	<p>議案第20号 農地法第5条の申請3件について御説明します。 議案の1ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。 譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図が4ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町浦地区です。 譲受人が、申請地を自宅の庭として利用するための申請です。</p> <p>農地区分は、申請地が波多津公民館から約200mの位置に存在するため第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、公民館から概ね300m以内の農地に該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、平面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第20号農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは永山ですね。去年ソーラーパネルを設置した場所です。その拡張という事で申請されています。周辺の農地には特に影響ないと思いますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番委員	<p>申請地が2か所ありますね。</p>

19 番委員	どちらが駐車場ですか。
事務局	申請地の〇〇番地となっています。
19 番委員	既存の太陽光はどこですか。
事務局	図面は 2 ページの。
19 番委員	2 ページではなく、1 ページの字図のどこですか。
事務局	既存の分は、今回申請地〇〇番地から左の 8 筆全てとなります。
19 番委員	ほとんど太陽光。
事務局	もともとここがすべての農地が今と同じ方の所有だったんですけど、1 期工事として、既存分、拡張という形で今回出されているという形になっています。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、1 1 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現場を見に行きましたが、問題もないようでした。 また、区長、生産組合の印鑑も押してありましたので、私も押印しました。 検討をよろしくお願いします。
議長	1 1 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、1 2 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図のほうから説明したいと思います。 場所は、高校の運動場と神社の間になります。市場の方から信

<p>担当委員</p>	<p>号機から右の方に曲がっていけばここに到着します。 字図をみていただきますと、道になっていますが、参道だと思います。神社の鳥居から右の方に行きますと保育園がここにありまして、今申請が出ているところは畑です。 この地域の場合は、役員会にかけて協議をして生産組合長の印鑑、区長の印鑑ということで、今までしておりますけども、今回の申請地は下水もきていなくて、合併浄化槽を設置される計画であったが、処理水を流す水路がないなど、問題があり、何度と協議をしたところです。 最終的には、市道の側溝に流すとのことで、区長及び生産組合長の承諾があり、私も押印しました。 ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>1 2 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第 2 0 号農地法第 5 条の申請 3 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 2 1 号 農地法第 4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 2 1 号 農地法第 4 条の申請 1 件について御説明します。 議案の 2 ページ、5 番になります。 図面は、案内図と字図が 8 ページ、土地利用計画図が 9 ページ、断面図が 1 0 ページ、平面図が 1 1 ページと 1 2 ページになります。 申請地は、瀬戸町本瀬戸地区です。 申請人が、農家住宅を建設するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第21号 農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者の住宅が公共事業により、移転が必要となっています。場所は小学校から黒川の方面に行ったところの右側に自動車整備会社がありますが、その前になります。隣接者、区長、生産組長の承諾印もあり、私も問題ないと承諾しました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番委員	<p>来客車両5台分になっていますが、商売か何かしているんですか。</p>
担当委員	<p>今までの家の方も広がったんですが、ご主人が体の調子が悪くて送り迎えの車がよく出入りするという事で、スペースをとってあると思います。</p> <p>また、奥さんが民謡をなされているようで、来客が多いとの事もあります。</p>
17番委員	<p>分筆をされるようですが、残りは農地として使用されるのですか。</p>
事務局	<p>分筆後、農地として使用されます。</p>

議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第21号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第22号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号農地法第3条の申請5件について御説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>22番から26番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第22号農地法第3条の申請5件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第23号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 2 3 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 3 2 件について、御説明します。議案の 4 ページから 7 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 1 2 名、貸付人が 3 1 名で、面積は、田が 8 7, 3 6 4 m²、畑が 1 2, 6 6 9 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで、申出書を 8 ページから 2 5 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第 2 3 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 3 2 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第 2 3 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 3 2 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 4 号 農地移動適正化あっせん基準の変更取消についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 4 号農地移動適正化あっせん基準の変更取消について御説明します。議案は 2 6 ページになります。</p> <p>平成 2 6 年 3 月 3 日召集の第 3 回の定例農業委員会会議案第 1 9 号で承認を受けた農地移動適正化あっせん基準について、当該変更案の積算基礎として佐賀県農業公社が示した基準面積改正案を用いたが、佐賀県農産課から、伊万里市において、2 0 1 0</p>

事務局	<p>センサスの数値を用いても平均経営耕地面積は、ほとんど増減はないとの指摘がありまして、見直しの理由が平均面積の変更であり、その理由がなくなったため、当該あっせん基準の変更を取り消し、基準の変更を行わないことといたしました。</p> <p>本来であれば、農業公社及び農産課と十分協議を行った上で議案提案するべきところでありましたが、こうようになりまして申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>議案第24号 農地移動適正化あっせん基準の変更取消について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第24号 農地移動適正化あっせん基準の変更取消については議案のとおり決定します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号農地法第18条第6項通知の受理28件について御説明します。</p> <p>議案は27ページから33ページを御覧ください。</p> <p>4番から23番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で、一部は利用権設定を議案第23号にて上程しております。</p> <p>24番から31番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定です。</p> <p>報告第9号については以上28件です。</p>

議長	報告第9号農地法第18条第6項通知の受理28件について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第4回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>